

第4回 在宅医療・介護講演会

1 開催日時：平成30年12月7日（金）

2 開催場所：淀川区役所 5階 会議室

3 講師：秀壮会クリニック 院長 熊野 宏治 先生
淀川区医師会訪問看護ステーション管理者 植田 友美 先生

4 演題：最期まで住み慣れた地域で暮らし続けるために～在宅医療、在宅看取りについて～

5 内容：

(1) 在宅医療、在宅看取りについて

医療制度の変化に伴い、長期入院できなくなっている状況や在宅で過ごすための介護保険制度、介護保険で利用できるサービス、在宅医療でできることについてご説明いただいた後、がんや心不全、老衰などで自宅や施設で亡くなる方の看取りカンファレンス、厚生労働省が作成した「人生の最終段階における医療・ケアの決定プロセスに関するガイドライン」、ACP（Advance Care Planning）などについて詳しくお話しいただきました、
実例もご紹介いただき、**寝たきりの方でも一人暮らしの方でも、在宅で、医療保険や介護保険を利用して、多職種の方が協力して頑張っていけば、自分らしく、ご家族や親しい方々と共に在宅で十分に生活できます**とのことでした。

(2) 訪問看護師について

訪問看護師の仕事内容や利用方法、看取りの実際を感動的な実例と共にご説明いただきました。**病院に入院して、必要な検査や治療が終了して、とりあえず、家に帰りたいと思った時が在宅医療の開始であり、あなたが望むなら家でも大丈夫ですよ**とお話いただきました。

6 参加者数：約170名

7 質疑応答

Q ACPはどのようにスタートして、どのように終結していくのか？具体的に教えてほしい。

A 一番問題になるのは、ACPの話をどの時期で持ち出すか？ということですが、疾患にもよるが、主治医の判断で1年後のその方の様子を想像して、そのあたりでご家族を交えてこういう話をされるのも一つの基準かと思う。

ご本人が最期まで意思決定能力があればご本人と最後まで話をする。ご本人の意思決定能力がなくなった時点で、ご家族等と面談して、最期まで色々と話しをして決める。開始の

時期は非常に難しいと思う。

Q 独居で、自分の身よりも先に亡くなったとか、一人になった時のACPはどうなるのか。
高齢になって認知症になった場合は？

A 厚生労働省の指針では、親族がいない時は友人等でも大丈夫で、友人等もいなければ、専門のチームが組まれて色々話し合いをしていくことになる。

Q 自宅で亡くなった場合、医師がいなかった場合、刑事責任とかはどうなるのか？

A 亡くなられた前日ぐらいまでに、かかりつけ医が診察していて、明らかに病死であると、主治医が判断したら、死亡診断書を書くことができる。最期、看護師や医師が見てから何日か経っており、死亡した瞬間を誰も見ていない場合は、主治医に連絡し、主治医が生前の病気と関連すると判断できない場合は検案を行い、異常を認めたら警察に届け出し、警察の判断を仰ぐことになる。

8 参加者の感想

- ・とても良かった。難しい言葉もよくわかった。最後の看取りもよく分かった。質問者も良いことを聞いてくれ（警察関係の質問）、参考になった。
- ・在宅医療・介護の講演会はもっと開催頻度を増して頂きたい。色々な情報は参考となり、また事例は励まされる。
- ・独居での在宅療養もありかな～と思えるようになりました。
- ・病院、介護の流れ等が分かりました。
- ・とても参考になりました。介護の大変さを考えると、色々良い制度ができ、益々住みやすい地域でと考えることができました。
- ・実際にあったお話はとても感動しました。説明もよくわかりました。
- ・まとまりよく話してくださり、納得が深まって参加させていただいて大層よかった。
- ・看取られ方について、良く考えたいと思います。在宅介護についてもよく理解できて出席したことが良かった。他人さまにも伝えていきたいと思います。

